

新都市・国土研究会議事録

日時：2025 年 7 月 8 日（火）13 時半～16 時

場所：永田町海運クラブ 308 号室

出席者：梅田、川上、大川、太田、光多

議事次第

光多が、都市計画法に関するデスカッションペーパー（別紙）を提出し梅田座長を中心に議論を行った。

（以上）

【別紙】都市計画法に関する質問

—都市計画法が機能しているかを中心に—

2025 年 7 月 光多

1. 都市計画法関係

・国土利用計画法、建築基準法等々都市計画関係法体系は、複雑すぎないでしょうか。一本化する必要があるのではないのでしょうか。

・国土利用計画法と都市計画法との関係は明確になっているのでしょうか。

・都市計画法は、マスタープラン、開発許可、地区計画等海外の制度をジャパンヴァージョンにしたものの幕の内弁当みたいになっている感じがしますが、一般には使い勝手が良くないのではないのでしょうか。

2. マスタープラン

・マスタープランは、二段二層とも言われるが、機能しているのでしょうか。

・マスタープランに関する二つの論文について、コメントをお願いいたします。

・（当方がいつも利用している）市川市の都市計画図は綺麗ですが、現実はかなりごちゃごちゃです。やはり、（岸井さんが言うように）都市計画分野以外の領域の連携調整が必要ではないのでしょうか。

・都市計画の柱ともなる「中心市街地活性化」「立地適正化」が困難になっている地域では、何がマスタープランの軸となるのでしょうか。

3. 都市計画領域以外の都市整備

・（市川市の例に見るように）首都圏の都市計画領域と外の領域とは市民からすれば一体です。外の領域での、上下水道整備、道路整備、施設整備等はどうなっているのでしょうか。

4. 都市計画法の意義

・昭和43年新都市計画法は膨張する都市を、コントロールせんとする意義があったと思いますが、現在の都市計画法の意義は何でしょうか。都市マスタープランを軸として、都市を用途地域別に分けて、都市づくりを行っていくということでしょうか。（立地適正化形骸化している中で）日本の都市をいかにコントロールしていくのか。海外では、保存型都市計画が多いようですが、日本の場合の都市計画の意義はどう考えるべきでしょうか。

都市計画参考

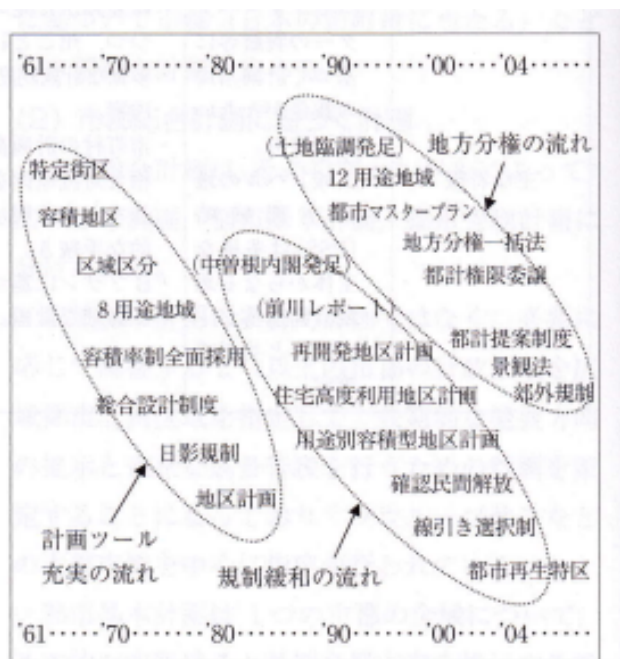


図 12・1 土地利用制御施策の流れ

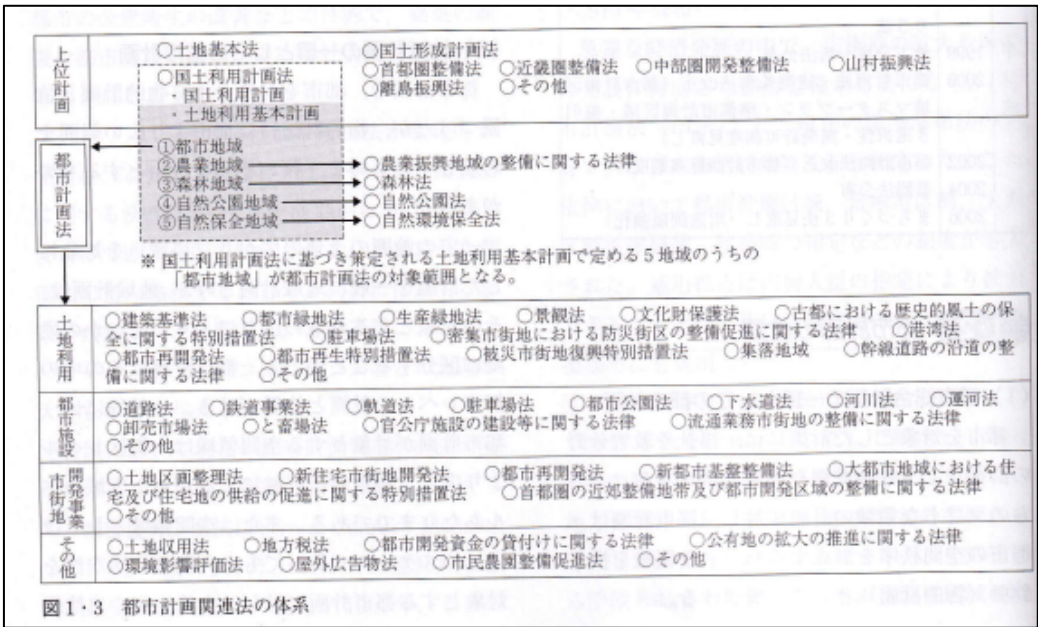


図 1・3 都市計画関連法の体系

(口) 都市計画区域数及び都市数																		5.3.31現在			
区 域 名	都 市 計 画 区 域					市街化区域調整区域決定済区域				用 途 地 域 決 定 済 区 域											
	区域数	都 市 数				区域数	都 市 数				区域数	都 市 数									
市		町	村	計	市		町	村	計	市		町	村	計							
全 国 計	997	787	529	36	1,352	248	436	171	11	618	817	759	414	20	1,193						
北 海 道	79	35	64	0	99	10	17	10	0	27	78	35	63	0	98						
青 森 県	24	10	16	2	28	4	4	2	2	8	24	10	16	2	28						
岩 手 県	21	14	10	1	25	1	2	1	0	3	21	14	10	1	25						
宮 城 県	12	14	18	1	33	2	8	5	1	14	10	14	13	1	28						
秋 田 県	15	13	4	0	17	1	2	0	0	2	15	13	4	0	17						
山 形 県	27	13	17	0	30	3	5	3	0	8	26	13	16	0	29						
福 島 県	21	13	24	7	44	4	6	4	0	10	19	13	17	1	31						
茨 城 県	29	32	10	2	44	16	24	8	2	34	28	32	9	2	43						
栃 木 県	17	14	11	0	25	3	8	5	0	13	17	14	11	0	25						
群 馬 県	31	12	14	1	27	8	7	6	0	13	24	11	12	1	24						
埼 玉 県	40	40	21	0	61	34	39	13	0	52	37	40	18	0	58						
千 葉 県	47	36	11	1	48	22	24	2	0	26	45	36	10	1	47						
東 京 都	26	27	4	4	35	20	27	2	0	29	21	27	3	0	30						
神 奈 川 県	30	19	13	0	32	26	19	9	0	28	30	19	13	0	32						
山 梨 県	12	12	6	2	20	1	3	1	0	4	12	12	5	0	17						
長 野 県	39	19	19	6	44	4	4	1	0	5	32	19	15	3	37						
新 潟 県	24	20	4	1	25	3	5	1	0	6	24	20	4	1	25						
富 山 県	14	10	4	1	15	1	3	0	0	3	14	10	4	0	14						
石 川 県	17	11	6	0	17	3	4	1	0	5	11	10	3	0	13						
岐 阜 県	27	21	17	0	38	5	6	6	0	12	22	20	11	0	31						
静 岡 県	21	23	9	0	32	10	13	4	0	17	19	23	7	0	30						
愛 知 県	6	38	12	1	51	6	38	12	1	51	6	38	12	1	51						
三 重 県	20	14	11	0	25	5	6	5	0	11	13	11	8	0	19						
福 井 県	11	9	5	0	14	1	1	1	0	2	10	9	5	0	14						
滋 賀 県	11	13	6	0	19	4	12	3	0	15	9	13	3	0	16						
京 都 府	13	16	7	0	22	7	12	4	0	16	10	14	5	0	19						
大 阪 府	4	33	9	1	43	4	33	9	1	43	4	33	9	1	43						
兵 庫 県	20	29	10	0	39	5	20	6	0	26	12	25	7	0	32						
奈 良 県	2	12	15	1	28	2	12	15	1	28	2	12	15	1	28						
和 歌 山 県	25	9	14	0	23	1	1	0	0	1	10	8	2	0	10						
鳥 取 県	18	4	8	1	13	2	3	0	1	4	3	4	0	1	5						
島 根 県	20	8	5	0	13	1	2	0	0	2	12	8	2	0	10						
岡 山 県	14	14	7	0	21	1	5	1	0	6	13	14	6	0	20						
広 島 県	22	14	6	0	20	3	9	4	0	13	19	14	6	0	20						
山 口 県	18	13	4	0	17	4	6	1	0	7	16	13	3	0	16						
徳 島 県	7	7	7	0	14	1	5	3	0	8	3	6	4	0	10						
香 川 県	10	8	8	0	16	0	0	0	0	0	6	7	3	0	10						
愛 媛 県	14	11	6	0	17	2	4	2	0	6	13	11	5	0	16						
高 知 県	16	11	9	0	20	1	3	1	0	4	3	5	1	0	6						
福 岡 県	14	28	23	0	51	6	16	8	0	24	14	27	18	0	45						
佐 賀 県	14	10	6	0	16	2	2	1	0	3	9	8	2	0	10						
長 崎 県	30	13	7	0	20	2	3	2	0	5	8	9	2	0	11						
熊 本 県	17	13	7	0	20	1	2	3	0	5	14	12	6	0	18						
大 分 県	17	14	2	0	16	2	2	0	0	2	17	14	2	0	16						
宮 崎 県	18	9	10	0	19	2	3	2	0	5	18	9	10	0	19						
鹿 児 島 県	56	19	16	0	35	1	1	0	0	1	38	19	8	0	27						
沖 縄 県	7	11	7	3	21	1	5	4	2	11	6	11	6	3	20						

市川市都市計画図

